

# 木曾郡剣道級位審査会 審査要綱

## 1. 審査会審査員

- (1) 審査員長は、剣道5段以上を受有するものとする。
- (2) 長野県剣道連盟の審査員講習会を受講した者を審査員に含むこととする。
- (3) 各町村の指導者を審査員に含むこととする。

## 2. 受審基準、審査内容

- (1) 受審者は各級とも、受審する級位を指導者に申請する。
- (2) 受審の基準は、原則として下表を目安とし、指導者が受審者の技量に合わせて、適切な級位を受審するよう助言する。
- (3) 飛び級は認める。その場合、指導者の判断で受審する級を申請する。  
※例) 現在6級であるが、指導者が適当と認めた場合、4級を受審できる。
- (4) 受審者が高校生もしくは社会人であり、指導者が適当と認めた場合、2級を受有していなくとも、1級から受審できることとする。
- (5) 指導者が適当と認めた場合、小学校5年生でも2級を受審できることとする。

### <受審の目安>

受審級位	受審者の年齢層
1級	中学校1年生程度
2級	小学校6年生程度
3級	小学校5年生程度
4級～10級	小学校4年生以下

## 3. 審査会実施回数、時期、受審回数

- (1) 年間2回実施する。 1回目 : 9月  
2回目 : 年度内の3月
- (2) 原則として、一年間は、次の級位への修行期間とするのが望ましいが、指導者が認めた場合は、この限りではない。

## 4. 合否判定

- (1) 審査は、5人の審査員により行い、3人以上の認定をもって合格とする。
- (2) 原則として不合格者は出さない。  
※申請時、指導者の判断で技量に適した級を受審してもらう。
- (3) 飛び級受審時の不合格を出さないよう特別措置をとる。  
※例) 4級の者が2級を受審して不適であっても、3級の技量があると認めた場合、3級を授与する。

## 5. 受審料・登録料

受審級	審査料	登録料	合計
1 ~ 3級	¥1,500	¥1,500	¥3,000
4 ~ 10級	¥1,000	¥1,000	¥2,000